

事務連絡
令和4年11月24日

各 都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

介護従事者のオミクロン株対応ワクチン接種の接種促進について（依頼）

新型コロナウイルス感染症への対応に日頃から格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、過去2年いずれも、年末年始に拡大しており、また、この秋・冬については、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されるとの専門家の指摘もあります。

9月から、オミクロン株対応ワクチンの接種を開始していますが、オミクロン株対応ワクチンの重症化予防効果等は従来型ワクチンを上回ることや、今後の変異株に対してもより有効であることが期待されています。

こうしたことを踏まえ、年内にオミクロン株対応ワクチンの接種を進めることが非常に重要であり、希望する全ての対象者が年内に接種を受けられるよう、担当省庁にて接種体制の確保や周知広報を行っているところです。新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が足元で全国的に増加傾向にあり、今後、急速な感染拡大も想定される中で、すでに各省庁から各所管業界の団体等に対して従業員に対する周知等を依頼したところですが、政府として介護業務など社会経済活動の維持のために特に重要なサービスを提供する業界に対し、更なる働きかけが必要と考えています。

つきましては、適宜ポスターやリーフレット、動画資料を活用いただき、管内の市区町村・関係施設・関係団体等への周知や各所での掲示・配布をいただくとともに、以下のとおり、関係施設・関係団体等で取り組んでいただきたい事項を整理しましたので、当該事項について積極的に取り組んでいただけますよう働きかけをよろしく願いいたします。

なお、本事務連絡以降に各自が行ったワクチン接種促進の取組状況（周知先及び周知方法）について、都道府県ご担当者におかれましては、11月30日（水）

までに別紙報告様式にてご報告をお願いします。

○提出期限：令和4年11月30日（水）

○提出先：shinkouhourei@mhlw.go.jp（厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課）

○別紙「（都道府県名）ワクチン接種促進の取組状況報告様式」をメールにてご提出願います。

記

<管内の関係施設・関係団体等で取り組んでいただきたい事項>

1. 従業員等へのワクチン接種に関する周知

職場内メール、職場内掲示等において、以下の広報資材などを活用・提供することなどにより、個々の従業員等にワクチン接種に関する情報が確実に届くよう、積極的な周知をお願いいたします。年内接種の広報に向けては、新たにポスターを作成しましたので、是非ご活用いただければと思います。なお、ワクチン接種は強制ではなく、あくまでご本人が納得した上で接種をご判断いただくものですので、従業員等への情報提供にとどめ、個々の従業員等に要請することまでは必要ございませんのでご留意ください。

（ポスター）

別添1 年内接種の広報ポスター①

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000118502.pdf>

別添2 年内接種の広報ポスター②

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000118484.pdf>

（リーフレット）

別添3 <https://www.mhlw.go.jp/content/000999261.pdf>

別添4 <https://www.mhlw.go.jp/content/001004214.pdf>

（周知動画）

○ねお×木下先生「新しいコロナワクチンのこと聞いてみた」

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg25464.html>

○テレビCM「オミクロン株対応2価ワクチンの年内接種のお願い」

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg25483.html>

2. 企業等单位での自治体の大規模接種会場等における団体接種や、職域接種の実施

企業・団体等单位での団体接種や職域接種を積極的に実施いただくことで、従業員等の接種機会を設けていただくようお願いいたします。団体接種については、全ての都道府県に相談窓口を設置しておりますのでご活用ください。また、職域接種については、初回接種又は3回目接種時に職域接種を実施した企業等を対象としており、下記の厚生労働省のHPに実施方法等を掲載しております。

○厚生労働省 HP 「新型コロナウイルスワクチンの職域追加接種について（オミクロン株対応ワクチン）企業向け説明会」（令和4年9月22日開催）資料

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/000992507.pdf>

3. ワクチン接種が受けやすくなるよう休暇や労働時間の取扱いについて

別添5「ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い」を参考に、従業員等が接種を受けやすい環境作りをお願いいたします。